

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項及び会津若松市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 53 年条例第 7 号）第 2 条の規定並びに、会津若松市一般廃棄物処理基本計画に基づき、令和 6 年度の一般廃棄物処理計画を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

会津若松市長 室井 照平

令和 6 年度会津若松市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

1 計画策定の趣旨

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項に基づき策定した「会津若松市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、「基本計画」という。）」（本市では生活排水処理基本計画を別に定める。）の目標を達成するため、ごみの減量化・リサイクルの推進、ごみ・し尿の適正処理体制の確保など、令和 6 年度において必要な施策を定めるものである。

2 計画区域

会津若松市全域とする。令和 6 年度における、人口・世帯数等の見込みは以下の通りである。（人口、世帯数は令和 6 年 3 月 1 日現在の現住人口、世帯数としている。）

◆ 面積、人口、世帯数（見込み）

区分	全域（計画処理区域）	人口内訳		
面積	382.99km ²			
人口	112,252人	ごみ	112,252 人	
		し尿	水洗化	104,579 人
			非水洗化	7,673 人
世帯数	49,190世帯			

3 計画期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 廃棄物の区分と種類

本計画において本市が処理する廃棄物は、市内で発生する一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を含む。）とする。ただし、本計画で定める「市で処理できないごみ」を除く。

5 一般廃棄物の排出見込量

本市で発生する一般廃棄物の排出見込量は、以下のとおり。

(1) ごみ

(単位：トン)

区 分	家庭系	事業系	計
燃やせるごみ	22,871	12,562	35,433
燃やせないごみ	1,730	19	1,749
資源ごみ	5,371	5,513	10,884
粗大ごみ（可燃）	259	0	259
粗大ごみ（不燃）	95	0	95
計	30,326	18,094	48,420

(2) し尿及び浄化槽汚泥

(単位：トン)

	処理計画量	処理計画量内訳	
		委託業者	許可業者
し尿	11,450	9,389	2,061
浄化槽汚泥	23,524	0	23,524

6 一般廃棄物の処理主体

	収集運搬	中間処理	最終処分 (再資源化先)
燃やせるごみ	市（委託）、排出者 又は許可業者	会津若松地方広域市 町村圏整備組合	会津若松地方広域市 町村圏整備組合
燃やせないごみ	市（委託）、排出者 又は許可業者	会津若松地方広域市町村 圏整備組合、民間業者等	会津若松地方広域市 町村圏整備組合
資源ごみ	市（委託）、排出者 又は許可業者	会津若松地方広域市町村 圏整備組合、民間業者等	(公益財団法人日本容器包装リ サイクル協会又は会津若松再生 資源協同組合)
食品廃棄物	市（委託）、排出者 又は許可業者	許可業者	(許可業者による堆肥化後、 自営農家又はスーパーマ ーケット等への販売)
し尿	市（委託）、又は 許可業者	会津若松地方広域市 町村圏整備組合	会津若松地方広域市 町村圏整備組合
浄化槽汚泥	許可業者	会津若松地方広域市 町村圏整備組合	会津若松地方広域市 町村圏整備組合

7 一般廃棄物の処理計画

(1) 収集運搬計画

① ごみの収集運搬

次の分別区分のとおり分別し、収集日当日の朝8時30分までに、ごみ・資源物ステーションに出す。

分別区分		収集区域	収集頻度	収集車両	収集方法
8種	16分別				
① 燃やせるごみ		全区域	週2回	パッカー	ステーション方式
② 燃やせないごみ		旧会津若松市	毎月1・3・5・6週	ダンプ	
		北会津町 真宮新町 河東町	毎月2・4週		
③ かん類	③ スチール缶	旧会津若松市	毎月1・3・5・6週	トラック	
	④ アルミ缶	北会津町 真宮新町 河東町	毎月2・4週		
④ びん類	⑤ 無色びん	旧会津若松市 北会津町 真宮新町	毎月2・4週		
	⑥ 茶色びん	河東町	毎月3・5週		
	⑦ その他びん				
⑤ プラスチック類	⑧ ペットボトル	旧会津若松市	毎月1・3・5・6週	パッカー	
		北会津町 真宮新町 河東町	毎月2・4週		
	⑨ プラスチック製 容器包装	全区域	週1回		
	⑩ プラスチック製品				
⑥ 古紙類	⑪ 新聞紙	旧会津若松市	週1回	トラック	
	⑫ 雑誌・雑がみ	北会津町 真宮新町	毎月2・4週		
	⑬ ダンボール	河東町	毎月1・3・5・6週		
	⑭ 紙パック				
⑦ 粗大ごみ	⑮ 粗大ごみ・ リサイクル品	全区域	週1回	戸別収集	
⑧ 古着類	⑯ 古着	市の12施設	開庁日	ミニキャブ	拠点回収

※ 災害等の緊急時には、別に定める災害廃棄物処理計画又は一般廃棄物処理事業継続計画に基づき処理する。

② 収集しないごみ

項目	具体例	処理方法
処理できない物	薬品など危険を伴うもの、及び処理施設で処理できないもの タイヤ（車・バイク用）、バッテリー、スプリング入りマットレス、ボウリングの玉、外壁材、タイル、断熱材等、薬品、農薬、農廃ビニール、耐火金庫、農機具、ホームタンク、井戸用ポンプ、漬物用の重石、がれき、コンクリートブロック、コンクリート製物干し台、消火器	販売店に引き取ってもらう、又は、市の収集・運搬、若しくは、処分に係る業の許可を有する事業者処理を依頼する。
家電リサイクル法の対象となるもの	エアコン テレビ 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・衣類乾燥機	家電小売店又は市の許可を得た収集運搬業者に依頼する。 又は、予め家電リサイクル券を購入の上、市内指定引取場所（会津丸三、日本通運株式会社 会津若松営業所）への持ち込みにより依頼する。
資源有効利用促進法の対象となるもの	ノートパソコン、デスクトップ本体、ディスプレイ	パソコンメーカーに依頼する。
オートバイ	オートバイ	廃棄二輪車取扱店に持ち込む。
在宅医療廃棄物のうち、鋭利なもの	医療用注射針、点滴針、ペン型自己注射針など	直接医療機関に持ち込む。
一時多量ごみ	引っ越しなどにより、一度に多量に出るごみ。	少量に分けてごみステーションに出す、又は、市の許可を得た収集運搬業者に依頼する、若しくは、自分で処理場に持ち込む。
事業系ごみ	商店、事務所、飲食店、農業などの事業活動に伴って出るごみ	自分で処理場に持ち込むか、又は、市の許可を得た収集運搬業者に依頼する。
消火器	消火器	リサイクル窓口（消火器販売店）に持ち込む

※ 川ざらい土砂

地区の一斉清掃により排出された川ざらい土砂を一般廃棄物として適正に処理する。

1. 川ざらい土砂を土砂ピットに搬入し、水切りのため一定期間保管する。
2. 川ざらい土砂に混入しているごみ等や土のう袋を取り除く「ふるい分け」を実施する。
3. ふるい分けした土砂を段階的に最終処分場へ搬入し処分する。

③ し尿及び浄化槽汚泥の収集

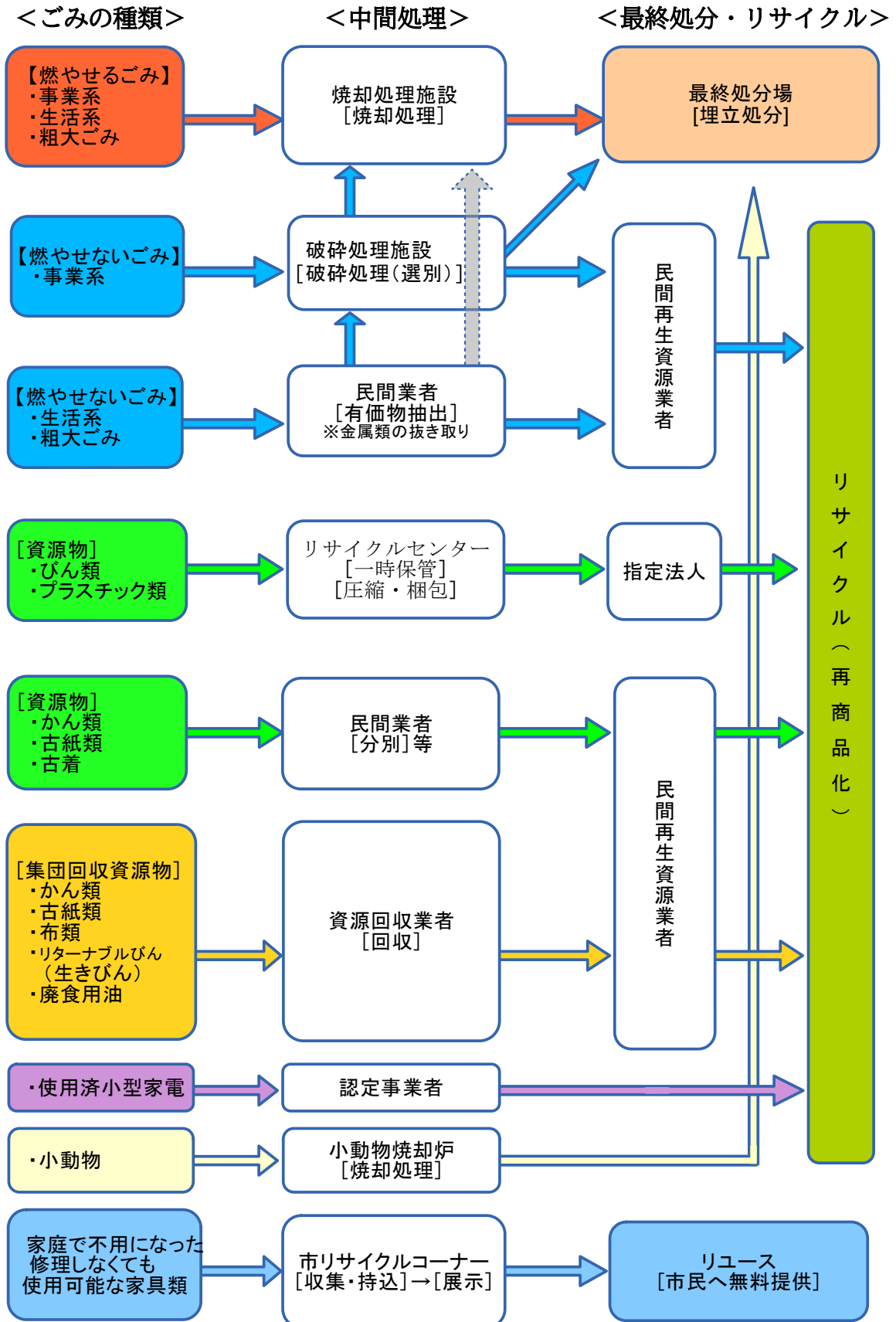
区 分	収集形態		収集方法
し尿	北会津町、真宮新町、河東町を除く地域	委託業者による収集	・ 定時収集及び申込による随時収集
	北会津町、真宮新町、河東町	許可業者による収集	・ 申込による随時収集
浄化槽汚泥	許可業者による収集		・ 申込による随時収集

※ 委託業者による収集については、別に定める収集区域ごとに実施する。

(2) 中間処理及び最終処分

① ごみの適正処理

収集したごみや資源物は、次のように適正処理、処分します。



② 処理施設

施設名称	形式・処理能力等	処理主体
ごみ焼却 処理施設	全連続燃焼式機械炉 225トン／24時間（75トン／24時間×3炉）	会津若松地方 広域市町村圏 整備組合
ごみ破碎 処理施設	圧縮・剪断・衝撃破碎方式 50トン／ 5時間（10トン／時間）	
リサイクル センター （ストックヤード）	保管可能量 ガラスびん43m ³ ×3 ペットボトル71m ³ ペットボトル減容機 400kg／時間（1基）	
リサイクル センター （プラスチック製容器 包装 製品梱包）	保管可能量 受入ヤード 906m ³ 成品ヤード 136m ³ 13.6トン／ 5時間×1基	
有機性廃棄物 リサイクル推進施設 （し尿処理施設）	浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式 211kℓ／日	
最終処分場	埋立容量 152,000m ³ （沼平第3処分場）	
小動物焼却炉	移動式小動物焼却炉 焼却能力 50kg／時間	会津若松市

(3) 一般廃棄物収集運搬許可業者

① ごみ

ア 一般廃棄物（生活系・事業系）・特定家庭用機器再商品化法対象物

名 称	所 在 地
株式会社ジー・エス・ピー	会津若松市神指町東城戸216番地
株式会社佐藤総業	会津若松市一箕町大字八幡字柏木13番地の2
松浦商事株式会社	会津若松市神指町大字南四合字幕内西351番地の2
会津清掃有限会社	会津若松市日新町3番54号
第一清掃有限会社	会津若松市高野町大字中沼字沼木56番地
河東クリーン	会津若松市河東町広田字横堀208番地
河東ダスト	会津若松市河東町金田字藤倉新田66番地

イ 一般廃棄物（生活系）・特定家庭用機器再商品化法対象物

名 称	所 在 地
有限会社若松環境衛生センター	会津若松市門田町工業団地32番地
株式会社あいづダストセンター	会津若松市神指町大字南四合字才ノ神461番地
有限会社会津中央商事	会津若松市神指町西城戸99番地
有限会社クリーン会津	会津若松市北会津町中里24番地
有限会社グリーンアース	会津若松市北会津町石原406番地
あいづ環境サポート株式会社	会津若松市神指町大字南四合字才ノ神325番地1

ウ 一般廃棄物（※事業系）・特定家庭用機器再商品化法対象物

名 称	所 在 地
※荒川産業株式会社	喜多方市字屋敷免3960番地

エ 一般廃棄物（事業系）

名 称	所 在 地
※ ₁ 有限会社東北環境エンジニア	河沼郡会津坂下町大字金上字的場37番地
会津若松市一般廃棄物協業組合	会津若松市神指町大字南四合字才ノ神461番地
※ ₂ グリーンリサイクル株式会社	宮城県富谷市成田九丁目3番地5

※₁については、収集区域を定めての許可である。

※₂については、収集品目を定めての許可である。

オ 特定家庭用機器再商品化法対象物

名 称	所 在 地
有限会社喜多方総合衛生センター	喜多方市豊川町米室字二条川原1862番地の92
有限会社昭和衛生	喜多方市豊川町米室字志津5512番地3
有限会社塚原商運	喜多方市塩川町天沼字第638番地
有限会社クリーンセンター遠藤	耶麻郡猪苗代町大字三郷字大水沢前1294番地
有限会社三交産業	耶麻郡猪苗代町字二丁田1番地
有限会社新田興業	耶麻郡猪苗代町大字磐里字百目貫742番地
有限会社北塩原衛生センター	耶麻郡北塩原村大字大塩字大塩4367番地
株式会社野沢商事	耶麻郡西会津町野沢字上條道西甲132番地2
湯川クリーン	河沼郡湯川村大字熊ノ目字居花1396番地
会津美里町一般廃棄物協業組合	大沼郡会津美里町勝原字竹原455番地1
有限会社奥川商会	耶麻郡西会津町奥川大字飯沢字上ノ窪1785番地

② し尿

ア 北会津町、真宮新町

名 称	所 在 地
北会津清掃有限会社	会津若松市北会津町下荒井 1 1 8 番地
株式会社ニハイ	会津若松市日新町 3 番 5 4 号

イ 河東町

名 称	所 在 地
有限会社タケダ総合衛生センター	会津若松市河東町大田原字村中 2 1 6 番地
ホクエイ興業	会津若松市河東町東長原字空也原 6 0 番地

③ 浄化槽汚泥

ア 北会津町、真宮新町、河東町を除く地域

名 称	所 在 地
会津清掃有限会社	会津若松市日新町 3 番 5 4 号
第一清掃有限会社	会津若松市高野町大字中沼字沼木 5 6 番地

イ 北会津町、真宮新町

名 称	所 在 地
北会津清掃有限会社	会津若松市北会津町下荒井 1 1 8 番地
株式会社ニハイ	会津若松市日新町 3 番 5 4 号

ウ 河東町

名 称	所 在 地
有限会社タケダ総合衛生センター	会津若松市河東町大田原字村中 2 1 6 番地
ホクエイ興業	会津若松市河東町東長原字空也原 6 0 番地

(4) 一般廃棄物処分許可業者（処分品目を定めての許可）

名 称	所 在 地（本社）
荒川産業株式会社	会津若松市門田町大字一ノ堰字村西 6 8 6 番地の 1 3（喜多方市字屋敷免 3 9 6 0 番地）
株式会社佐藤総業	会津若松市湊町大字赤井字糠塚 7 番地 （会津若松市一箕町大字八幡字柏木 1 3 番地 2）
有限会社吉田骨材店	会津若松市北会津町上米塚字村東 1 3 1 4 （会津若松市材木町一丁目 5 番 3 3 号）
松浦商事株式会社	会津若松市神指町大字南四合字幕内西 3 5 1 番地 2

(5) 浄化槽清掃許可業者

① 北会津町、真宮新町、河東町を除く地域

名 称	所 在 地
会津清掃有限会社	会津若松市日新町3番54号
第一清掃有限会社	会津若松市高野町大字中沼字沼木56番地

② 北会津町、真宮新町

名 称	所 在 地
北会津清掃有限会社	会津若松市北会津町下荒井118番地
株式会社ニヘイ	会津若松市日新町3番54号

③ 河東町

名 称	所 在 地
有限会社タケダ総合衛生センター	会津若松市河東町大田原字村中216番地
ホクエイ興業	会津若松市河東町東長原字空也原60番地

(6) 収集運搬（器材）

	市直営	市委託	許可業者（共用含む）	
			市 内	市 外
パッカー車	2	37	87	0
ダンプ	4	9	36	6
コンテナ車	0	0	28	9
キャブオーバー	1	23	34	7
貨物バン	0	0	3	1
バキューム車	0	6	27	0
小動物焼却車	1	0	0	0
計	8	75	215	23

8 ごみ減量とリサイクル推進の施策

(1) 2Rの推進

① リデュースの推進

項目	内容	行動目標
生ごみ減量化	<p>○食材・食品の「適量購入」、食材の「使いきり」、料理の「食べきり」、調理時の「適切除去」により、食品ロスを発生させない。</p> <p>○発生した生ごみは、各家庭で、消滅型生ごみ処理容器キエーロ（春夏秋）で「消滅化」、またはコンポスト（通年）で「堆肥化」する。</p> <p>○燃やせるごみとして排出する前に、電動生ごみ処理機で「乾燥化」、または「水切り」する。</p>	<p>◇広報周知 ・市政だより、ごみ情報紙「へらすべえ」、FMあいづ、インターネット媒体（市HP、SNS等）を効果的に活用した広報を行う。</p> <p>◇ごみ減量シンポジウム、キエーロ学習会、キエーロ出前講座を開催する。</p> <p>◇環境フェスティバルの機会を活用し、キエーロの展示・PRを行う。</p> <p>◇3010運動、適量注文・食べ残しの持ち帰り運動の周知啓発を行う。</p>
	<p>○生ごみ処理器等の購入費を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用生ごみ処理機 補助限度額 10,000円 (補助率1/4以内) ・家庭用生ごみ処理容器、家庭用堆肥枠〔通常枠〕 補助限度額 3,000円 (補助率1/2以内) 〔子育て世帯支援枠〕 補助限度額 4,000円 (補助率2/3以内) 	<p>◇〔通常枠〕補助件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ①家庭用生ごみ処理機 15基 ②家庭用生ごみ処理容器 20基 ③家庭用堆肥枠 10基 <p>◇〔子育て世帯支援枠〕補助件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生ごみ処理容器 10基 ②家庭用堆肥枠 10基
容器包装廃棄物削減の推進	<p>○レジ袋の辞退や包装の簡易化を啓発することで、容器包装廃棄物の削減を図る。また、詰め替え製品など、繰り返し使える商品の購入を推進する。</p>	<p>◇広報周知 市政だより、ごみ情報紙「へらすべえ」、FMあいづ、インターネット媒体（市HP、SNS等）を効果的に活用した広報を行う。</p>
事業系ごみの削減	<p>○事業者に対し、ごみの減量及び適正処理に係る啓発・指導を行う。</p>	<p>◇古紙の分別保管と、買取業者や古紙回収業者、収集運搬許可業者を利用した再資源化への周知啓発を図る。</p> <p>◇民間事業所のごみ排出実態の調査や意見交換・排出指導を行う。</p>
庁舎ごみの削減	<p>○ペーパーレス化をはじめ、庁舎ごみの減量化に努める。</p> <p>○キエーロで庁舎の生ごみを消滅化するとともに、展示して市民に周知する。</p>	<p>◇広報周知 庁内掲示板の活用により周知を図る。</p> <p>◇キエーロ設置 4か所 追手町第二庁舎、北会津支所、河東支所、廃棄物対策課</p>

② リユースの推進

項 目	内 容	行動目標
リサイクルコーナーの利用促進	○市の運営するリサイクルコーナーについて、リサイクル品の戸別収集を継続するとともに市HPで提供品の最新情報を発信していく。	◇リサイクルコーナーへの提供数 ：100点 ◇リサイクル提供品の情報提供 ：市HPで随時更新
リユースイベントの開催・支援	○ベビー用品や学用品等は無償提供するイベントを開催し、リユース意識の普及促進を図る。 ○リユースに取り組む市民団体等を支援する。	◇環境フェスタの機会を活用し、まだ使用できるリユース品を提供する。 ◇広報周知 市民団体等が主催するリユースイベントについて、市政だよりや市HP、ごみ情報紙「へらすべえ」等に掲載し開催を支援する。
リユースに関する情報発信	○まだ使える不要品は、リユースショップやフリマアプリなどを活用して売却する、または家族・友人などに譲り渡すなど家庭でのリユースの意識向上に取り組む。	◇広報周知 市政だより、ごみ情報紙「へらすべえ」、FMあいづ、インターネット媒体（市HP、SNS等）を効果的に活用した広報を行う。 ◇リユースプラットフォーム「おいくら」を活用したリユース活動の促進を図る。
庁内リユースの促進	○庁内において不要になった備品・消耗品等の譲り合いを行う。	◇広報周知 庁内掲示板の活用により周知を図る。

(2) リサイクルの推進

項 目	内 容	行 動 目 標
分別排出の徹底	<p>○分別方法や排出日について、より分かりやすく周知することにより、リサイクルを推進する。</p> <p>○「古紙」「プラスチック製容器包装・プラスチック製品」「古着」の分別を徹底し、燃やせるごみの減量化に取り組む。</p> <p>※不適切な排出があったときは、「収集できない旨」の張り紙を貼り、一定期間収集せずに周知して理解を促進する。</p>	<p>◇生活系及び事業系燃やせるごみの組成分析を実施し、本市の燃やせるごみの実態を把握する。</p> <p>◇広報周知 市政だより、ごみ情報紙「へらすべえ」、ごみ・資源物排出カレンダー、FMあいづ、インターネット媒体（市HP、SNS、WEB版ごみカレンダー等）を効果的に活用し広報を行う。</p> <p>◇町内会・市民向け「ごみ分別・減量説明会」、「ごみステーション立会い・排出説明」の中で、分別チラシを配布する。</p> <p>◇ごみ減量の具体的手法をわかりやすくまとめた「ごみ減量ガイドブック」を作成し全戸配布する。</p> <p>◇家庭から排出される状態の良い古着の拠点回収を継続する。</p> <p>◇「燃やせないごみ」として収集していた使用済小型家電と、市が収集していない一部のパソコン類の認定事業者による常時回収について、市による広報を継続する。</p>
給食施設の生ごみのリサイクル	<p>○市の給食施設等から排出される調理くずなどをリサイクルを図る。</p>	<p>◇給食施設生ごみリサイクル事業の継続 市内全ての給食施設等（一部の保育園を除く）の生ごみを、中間処理施設へ収集運搬し、堆肥化する。</p>
集団資源物回収の推進	<p>○資源の有効活用とリサイクル促進のため、町内会や子ども会などの資源物回収団体及び回収業者を支援する。</p> <p>○資源物回収奨励金 3円/kg</p> <p>○資源物回収特別奨励金 1円/kg</p> <p>○資源物保管庫設置補助金 補助限度額 100,000円 補助率 1/2以内</p>	<p>◇資源物回収奨励金：600件</p> <p>◇資源物回収特別奨励金：30件</p> <p>◇資源物保管庫設置補助：3件</p>
庁内古紙のリサイクル	<p>○庁内古紙類の分別を徹底し、リサイクルを促進させる。（シュレッダー古紙のリサイクル）</p>	<p>◇広報周知 庁内掲示板の活用により周知を図る。</p>
情報発信の強化	<p>○リサイクルされた資源の活用状況や優良事業所の事例等、リサイクルに関する情報を発信し、市民・事業者の意識向上を図る。</p>	<p>◇広報周知 市政だより、ごみ情報紙「へらすべえ」、FMあいづ、インターネット媒体（市HP、SNS等）を効果的に活用し広報を行う。</p>

(3) 相互理解の推進

項 目	内 容	行 動 目 標
市民・行政との連携、協働の取組の推進	○毎年6月・9月を「全市一斉ごみ減量運動」の期間とし、「市清掃指導員によるごみステーションでの立会い・排出説明」や「18地区区長会でのごみ分別・減量説明会」により、市民・事業者・市が連携し全市を挙げて、ごみ減量に取り組む。	◇「ごみ分別・減量説明会」の開催：18地区区長会 ◇「市清掃指導員によるごみステーションでの立会い・排出説明」：98町内会
ごみの見える化の推進	○ごみに関する情報を見える化し、市民にごみの現状を広く周知するために、ごみ情報紙「へらすべえ」を発行する	◇ごみ情報紙「へらすべえ」の発行年4回（6、9、12、3月）全戸配布
環境イベント	○環境イベントの開催に協力し、環境意識の高揚やごみ減量化の意識付けを行う。	◇環境フェスタに企画の段階から携わり、来場者へごみ減量に向けた意識啓発を図る。
ごみ減量化・リサイクル推進に関する情報発信	○職員、市民、事業者が環境やごみ減量化に対する知見を深めるよう、広報誌、チラシ、ウェブサイトなどを用いて情報発信を行う。	◇広報周知 市政だより、ごみ情報紙「へらすべえ」、FMあいづ等の他、インターネット媒体（市HP、SNS等）を効果的に活用した広報を行う。 ◇ごみ減量の具体的手法をわかりやすくまとめた「ごみ減量ガイドブック」を作成し全戸配布する。
	○ごみの排出量や原価など公開データは、可能な限りオープンデータとして公開する。	◇オープンデータの公開：適宜
市民・事業者との対話の場の創出	○出前講座やイベントなど市民や事業者が気軽に参加できる「対話・意見交換」の場をつくり、市民・事業者とともにごみ減量化について考えていく。	◇広報周知 ◇出前講座参加者：200名 ◇施設見学会（団体対象）：650名 ◇「ごみ収集車を追いかけてよう！（小学生対象）」を開催する。 ◇エシカル料理教室を開催する。 ◇ごみ減量シンポジウムを開催する。 ◇タウンミーティングを開催する。 ◇ごみ減量を自分ごと考える機会を創出するための地域座談会、ミニサロンを開催する。 ◇排出事業者の団体や、一般廃棄物の収集運搬並びに処理の許可事業者との意見交換を行う。